

第 7 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成25年12月13日（金曜日）

午前10時3分開議

午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成25年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成25年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

議案第18号 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を委託することの協議について

議案第28号 指定管理者の指定について

請第41号 離職者訓練制度の継続実施及び施策の恒久化について国への意見書提出を求める請願

請第34号 原油価格高騰対策に関する請願
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①水俣病対策の状況等について

②平成25年度北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会の開催について

③アメリカでの知事のトップセールスについて

④荒瀬ダムについて

委員会提出議案

介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施及び施策の恒久化を求める意見書について

出席委員（7人）

委員長 浦田 祐三子

副委員長 東 充 美

委員 西岡 勝 成

委員 井手 順 雄

委員 小早川 宗 弘

委員 森 浩 二

委員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

政策審議監 末 廣 正 男

環境局長 村 山 栄 一

県民生活局長 佐 藤 祐 治

首席審議員兼

環境政策課長 宮 尾 千加子

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 中 山 広 海

環境立県推進課長 福 田 充

環境保全課長 松 田 隆 至

自然保護課長 江 上 憲 二

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

首席審議員兼

公共関与推進課長 中 島 克 彦

くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

消費生活課長 杉 山 哲 恵

男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次

人権同和政策課長 中 富 恭 男

商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一
 政策審議監兼
 商工政策課長 出 田 貴 康
 商工労働局長 森 永 政 英
 新産業振興局長 高 口 義 幸
 観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 下 村 弘 之
 産業人材育成課長 古 森 美津代
 産業支援課長 奥 藺 惣 幸
 エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 渡 辺 純 一
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 河 野 靖
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古 里 政 信
 工務課長 福 原 俊 明
 労働委員会事務局
 局長 西 岡 由 典
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時3分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め

た後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順に受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際には、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、それから条例等関係3議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1,500万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、平成24年度公害健康被害補償給付事務費交付金の交付額確定に伴いまして生じました超過交付金額を国へ返還するための経費等でございます。

これらによりまして、特別会計を含めました環境生活部の補正後の予算総額は、294億7,300万円余となります。

このほか、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定、補助事業等の繰越明許費についてもお願いをいたしております。

次に、条例等議案についてでございますが、第18号議案の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか2議案を提案いたしております。

このほか、水俣病対策の状況につきまして御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要

でございます。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますが、第18号議案については、後ほど企業局のほうから御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、ここで、昨日知事が環境省の谷津事務次官を訪問いたしました。その状況について御報告をさせていただきます。

その内容につきましては、本会議における一般質問の答弁で知事としての考え方を申し入れてまいりました。

まず、現在の県が置かれている状況といたしまして、先般、本県が行った棄却処分に対し、国の審査庁から認定相当の裁決がありました。

県といたしましては、国から示された基準で処分をし、その審査請求に対して、国の機関である審査庁が独自の考え方で裁決をされました。

この裁決について、環境省は参考事例と捉えられ、同じ国の不服審査会は、裁決書の中で、従前の裁決を変更すると明言されております。認定処分をめぐって2つの考え方が示された状態となっております。

このような状態を踏まえまして、先日、県議会においても、知事が岩下先生の御質問に答える形で、県としての業務を返上するくらいの覚悟で国の考えを確認したいと申し上げました。そして、昨日、環境省を訪ね、法定受託事務の執行者として責任ある認定業務を行うことは難しく、国のほうで考え方を整理して納得のいく方針を示していただきたいと事務次官に伝えたところでございます。

その席上、事務次官からは、県の置かれている状況や考え方を真摯に受けとめたいとの返事がございました。また、対談後の北川副大臣も、知事とより真摯な意見交換をする必要がある、意見を精査して考え方をまとめたいと記者会見をされております。

今後につきましては、国から総合的検討の具体化について、いつどのような形で示されるか現時点ではわかりませんが、引き続き、県としての考え方を国に伝えながら、水俣病問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、一部の報道で、知事が感覚障害のみでも水俣病とした国の不服審査会の裁決に沿ったものにするよう要望したと報じられておりましたが、そのような事実はありませんので、よろしく御承知おきをお願いいたします。

以上でございます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。着座のまま説明させていただきます。

平成25年度12月補正予算について御説明いたします。

経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願いします。

資料の左側に公害保健費とあります。

今回の12月補正予算で828万7,000円の増額をお願いするものです。これは右側の説明欄にありますように、国庫支出金の返納金です。

県が行う水俣病の認定審査業務に必要な経費につきましては、毎年、その費用の2分の1については国から支給されるようになっております。今回の返納金は、平成24年度の1年分の経費を精算した結果、当初の見込みよりも多く交付されていた金額について国に返納するものです。毎年、この時期12月補正で同程度の金額を返納金として計上させていただいているところです。

水俣病審査課は以上です。よろしくお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料3ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

一番右の欄に記載しております市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして繰越明許費を設定するものでございます。

この事業は、災害時における防災拠点に太陽光発電や蓄電池等を整備する市町村へ補助を行うものです。

現在、市町村において事業を進めておりますが、想定よりも太陽光パネルの納期に時間を要することなどにより、事業完了が翌年度となることが見込まれる市町村があることから、繰越明許費 2 億9,800万円の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料 4 ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、海域水質環境調査業務でございます。

これは、海域の環境基準点50地点につきまして、原則としまして毎月 1 回採水し、水質分析をする業務等を民間委託するものでございます。来年度実施につきまして、限度額1,553万1,000円を設定するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の 5 ページをお願いします。

観光施設災害復旧費のうち、説明欄の自然公園施設等災害復旧事業についてですが、本年 7 月から 8 月にかけて阿蘇管内で発生した落雷により被災した電気関係施設の復旧に要する経費で450万円余を計上しております。

続きまして、6 ページをお願いします。

繰り越しに関するものです。

ただいま説明いたしました自然公園施設の災害復旧工事について、繰越明許費400万円

の設定をお願いしております。

続きまして、資料の 7 ページをお願いします。

債務負担行為に関するものです。

上天草市にある天草ビジターセンターの管理運営業務に関するものでありまして、平成 26 年度から平成 28 年度までの管理に必要な委託料1,034万円の債務負担をお願いしております。

続きまして、飛びまして11ページをお願いします。

11ページは、第27号議案熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を委託するための協議についてです。

地方自治法の規定に基づき、富岡ビジターセンターの管理運営に関する事務を苓北町に委託するための規約を定めるものであります。

続きまして、資料の12ページから14ページです。

第28号議案指定管理者の指定についてです。

先ほど債務負担行為でも説明いたしました熊本県天草ビジターセンターの指定管理者について、その候補者として、三勢・ひとづくりくまもとネット・祐和會共同体を選定しましたので、地方自治法の規定により指定の承認をお願いするものです。

自然保護課は以上です。よろしくお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

8 ページをお願いいたします。

急速に進む少子高齢化や過疎化の中で、NPOや行政等が連携して多様化する地域のニーズに対応するため、平成23年から25年度にかけまして、国から1.7億円の基金の支援を受けまして、熊本県新しい公共支援事業を実施しております。

今回の補正は、25年度の事業の確定に伴う減額補正及び当該基金の預金利息の増額補正並びに基金事業の終了に伴う基金の残額380万円余を国に返還するため、予算計上するものでございます。

よろしく御審議の方お願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢及び当部の取り組みの方向性について御説明申し上げます。

日銀熊本支店が12月2日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は着実に回復しているとされています。

住宅投資の増加基調や公共投資が大幅に増加しているほか、製造業の生産面においては、輸送用機械で自動車関連が堅調に推移するとともに、電気機械においても自動車向け半導体が高水準の生産を続けております。

また、雇用情勢につきましては、有効求人倍率が7月から4カ月連続で0.90倍以上となり、労働需給面の改善が続いております。

このように県内の景気が改善傾向にある中で、商工観光労働部としましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚のためさらに取り組んでまいります。

なお、来年4月の消費税率引き上げによる景気の腰折れを防ぐため、今月5日に閣議決定されました総額約5兆5,000億円の経済対策については、中小企業の設備投資促進や女性や若者の雇用拡大が盛り込まれており、県内経済の活性化のため有効に活用したいと考

えております。

それでは、提出議案の概要につきまして説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係議案1件、条例等議案1件です。

予算関係議案につきましては、歳出予算の補正はなく、繰越明許費と債務負担行為の補正でございます。

条例等議案につきましては、熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部改正でございます。

そのほか、本日は、平成25年度北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会の開催について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料15ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございますが、緊急雇用創出基金事業について、限度額6億7,300万円余を7億8,300万円余に1億1,000万円の増額の変更設定をお願いしております。

この事業には、平成25、26と2カ年にわたる事業がございますが、受託事業者である民間事業者で人材の確保に時間を要し、事業の開始時期がおくれる可能性が出てきたことから、平成26年度の債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。

労働雇用課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課です。

資料の17ページの熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

内容につきましては、19ページの条例案の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨は、1にありますように、職業能力開発促進法施行規則の一部改正を踏まえ、熊本県立技術短期大学校の職業訓練指導員の資格を有する者を追加するものです。

具体的には、2の(1)(2)に示しております。

技術短期大学校は、専門課程の高度職業訓練に該当しますが、ここに配置する職業訓練指導員の基準に、平成26年度から、職業能力開発総合大学校に新たに設けられる高度養成課程や長期養成課程の修了者等であって、教育訓練の指導能力を有すると認められる者を追加するものです。

なお、(3)は、平成25年度で廃止される職業能力開発総合大学校の応用研究課程または研究課程の修了者について経過措置を定めるものです。

この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からの施行を予定しております。

御審議のほどよろしく願います。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

資料は、少し戻りまして16ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。内容的には2つございます。

次世代モビリティ普及促進事業でございますけれども、これは、電気自動車等のインフラで急速・普通充電器の設置を平成23年度より本格的にやっておりますけれども、現在最終段階でございますが、土地の所有者及び施設の管理者との協議に時間を要しておりますので、年度内の事業完了が難しくなっておりますので、繰り越しをお願いするものでございます。

下の阿蘇碎石場終掘基礎調査事業につつま

しては、現在、28年度終掘に向けて、安心、安全の確保をする意味で、観測調査等をコンサルに委託しております。調査は、おおむね順調に進んでおりますけれども、念のため、地山が動いていないかという観測をしておりますので、8月から実施をしております。ただ、地元のほうが、雨の多い梅雨の時期のデータも欲しいということもございましたので、時期を継続いたしまして、そのデータをとるために繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

御審議のほどよろしく願います。

○真崎商工観光労働部長 先ほどの私の概要説明の中で、1点漏れておりましたので、追加させていただきます。

報告事項の中で、アメリカでの知事のトップセールスについて国際課から報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いいたします。

○河野企業局長 企業局でございます。

今回、御提案申し上げます議案は、平成25年度熊本県電気事業会計補正予算など予算関係3件と、先ほど環境生活部長から説明がありました条例関係1件でございます。

お手元の常任委員会説明資料の20ページをお願いいたします。

これは、補正予算総括表でございますが、工業用水道事業会計において900万円余の増額補正をお願いしております。

このほか、電気事業会計、工業用水道事業会計及び駐車場事業会計におきます債務負担行為の設定がございます。

次に、条例議案といたしましては、熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部

を改正する条例について御提案いたしております。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

そのほか、荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況についても御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○古里企業局次長 それでは、引き続き21ページをお願いしたいと思います。

まず、電気事業関係でございます。いずれも債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

上のほうは、発電総合管理所の建物の清掃業務委託などに関しまして、限度額229万円余りの債務負担行為を、その下でございますが、情報ネットワーク用サーバのリースにつきまして、26年度から30年度までの限度額393万円余をお願いするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

工業用水でございます。

資本的建設改良費につきまして918万円余の増額補正をお願いしておるものでございます。

これは、有明工業用水におきまして、新たに来年の5月から給水を希望する企業がございまして、速やかに配管を延伸することが必要なため、今回の補正をお願いするものでございます。

次に、23ページでございます。

有明工業用水の受変電設備の更新につきまして、限度額2億4,300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

これは、平成26年度から、送水ポンプ設備などの更新に順次着手することとしておりますが、これらの設備に電源を供給します受変電設備については、来年の4月から工事を始める必要がありますため、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

有料駐車場関係でございます。

清掃業務委託などに関します限度額340万円余の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、戻っていただきまして、申しわけありません、資料の9ページ、10ページでございます。そのうち、10ページの概要を中心に御説明をさせていただきます。

この件につきましては、窓口は環境立県推進課にお願いしておりますが、説明は当然のことながら企業局が行うこととしております。

本条例は、工業用水の料金徴収に関しまして必要な事項を定めるものでございまして、昭和49年に制定したものでございます。

今回の条例改正につきましては、表の1の条例改正の趣旨にありますように、現在の低金利の状況を踏まえまして、工業用水道の延滞金を軽減する特例を定めるなどの規定の整備を行うものでございます。

本条例におきます延滞金の利率は、地方税法に定めます延滞金の利率を参考に定められております。その地方税は、国税通則法の改正に伴いまして、延滞金利率の引き下げを行うことから、本条例における延滞金の利率も地方税に合わせて引き下げるものでございます。

改正の内容でございますが、中ほどの表、延滞金を軽減する特例をごらんいただきたいと思います。

これまで、年14.6%と固定したものを、右の表でございますが、国内銀行の貸出金利に1%を加えました特例基準割合に年7.3%を加えました利率に変更するものでございます。表にありますように、平成25年で当てはめると、年14.6%の率は、現行では年9.3%というような状況でございます。

なお、現在まで各企業からの工業用水の滞納という事例はございません。年明けの1月

1日からの変更をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、水俣病関係につきましては、後ほど報告事項のところでもまとめて質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 天草のビジターセンターの件ですが、オルレとかああいうことで上天草にも随分韓国からのお客さんたちも多くなって、外人の観光客がふえてきていますけれども、その辺に対する対応がどうできているのか。私はしょっちゅう行き来していますが、両方とも看板等は外人の方にもちゃんとわかるようなことになっているのでしょうか。

○江上自然保護課長 天草ビジターセンターのほうは、平成6年度に開設しておりますので、外国の方の対応にはなっておりません。

今後、今経済対策あたりでも、そういう外国人の訪問者に対する支援もありますようですので、その辺を、日本語、韓国語、英語等を入れたらどうかというような検討を行っております。

富岡ビジターセンターのほうは、平成17年度に開設しておりますので、そこには外国者用を掲載しております。

以上です。

○西岡勝成委員 これは今ごろからあれするのは遅いので、ぜひ早く対応していただきたいと思います。

それと、入館者のほうは、年間どうなんですか、伸びているんですか。

○江上自然保護課長 自然保護課です。

年間入場者は、天草ビジターセンターは3

万1,000人ほどで大体横ばい、富岡ビジターセンターのほうは3万3,000人ほどで、これも年間そう変わらない状況でございます。

以上です。

○西岡勝成委員 先ほどから申しますように、外人の観光客がずっとふえてきていますよね。それで、看板等も、これはそれぞれやられていると思いますが、国際化に向けて対応できるような準備を、ぜひ予算獲得して急いでいただきたいと思います。

ただ、片仮名をかえたような、意味のわからないような、日本人でないとわからぬような横文字で書いてある部分が非常に多いので、中身がわかるような表示の仕方を、いろいろ考えておられるとは聞いておりますが、ぜひそういうものを含めて早急な対応をしていかないと、せっかくお見えいただいても、何かわからぬで帰られるということでは非常にいけませんので、ぜひその辺の対応をよろしく。奈良、京都あたりに行きますと、やっぱりすごいですよ、その辺の対応は。随分熊本県はおくれていると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 資料の3ページですけども、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業、環境立県推進課の繰越明許費ですけども、これは、先ほど説明の中で、パネルの製造が何か結構おくれているというふうなことで納期がおくれているということだったと思うんですけども、今の状況は、この事業の内容と、パネルの状況というか、ソーラーパネルのごたるとの製造に係る状況というのを、わかれば教えてください。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

まず、市町村の事業の内容につきまして、役場の庁舎ですとか消防署あるいは小中学校の避難所となる体育館などに太陽光パネルと蓄電池を設置するというものがほとんどです。中にはソーラーウインドの街路灯をつけるというものもございますが、ほとんどが太陽光パネルと蓄電池を整備するという事業を行っているところでございます。

それで、現在市町村のほうから話を聞いておりますのが、太陽光パネルが、今現在受注生産方式といいますか、発注があってから生産をするということになっているようでございまして、大体おおむね半年以上くらいの納期がかかっているようだという話を聞いております。

それから、固定買い取り制度が始まりまして1年数カ月が経過しておりますけれども、1年間で設備認定が行われ発電まで至っているのが1割強というような話もございました。

そういった中で、経済産業省からは、その要因の一つとして太陽光パネルの調達に時間がかかっているということも要因だというような話がございまして、当初はもう少し早く入るのではないかと市町村も想定していたものが、ややおくれぎみであるというような話を市町村から聞いているところでございます。

以上です。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○井手順雄委員 16ページ、繰越明許費なんです、この9,900万、内訳は、これ2つありますが、内訳をお願いします。

○奥菌産業支援課長 次世代モビリティ普及促進事業のほう、8,100万、それから阿蘇のほう、1,800万でございます。

○井手順雄委員 このモビリティというのは、電気自動車の急速充電施設ということですが、この8,000万等々で大体何カ所ぐらいの予定でしていращやるのかということと、現在何カ所でできているのかと。繰り越しですから、今年度末で大体どれくらいできるのかということをお聞かせください。

○奥菌産業支援課長 普通充電器が、全体計画で80カ所ということでございまして、現在53カ所ついております。ことし27カ所をつけるという予定で整備を進めております。

現在、発注まで進めているところが約半分でございまして、残りの半分につきましては、年度内を目標にやらせていただきますけれども、若干、交渉事でございますので、年度内ででき上がらない部分もあるかということで繰り越しをお願いするものでございます。

急速充電につきましては、10カ所を目標にしております、メーカーさんからいただいたものもありますので、県関連で最終的には13カ所になるかと思います。

現在、8カ所ついております。ことし5カ所をつけるという予定で進めております。ここについては、あらかた場所については確定しておりますけれども、最後の詰めをしているところでございます。

○井手順雄委員 普通充電はわかりました。急速充電も進んでいるという状況の中で、電気代が、いわゆる結構普通の充電器に比べて、基本料金——この急速充電は、余計電力を急速に短時間で使うということで電気料金がえらい高くて、設置するところが二の足を踏んでいるというような状況を聞いております。その辺は交渉の中で変化したところがありますか。

○奥菌産業支援課長 この事業は、ある意味100%公費で出しますので、比較的当初——向こうとしてはありがたいお話かなと思っておりましてけれども、急速充電につきましては、委員のおっしゃるように、電気代はつけていただいたところの持ちにしておりますものですから、そこの部分は、かなり今回つけるに当たりまして問題になったところでございます。

通常ですと、電気代の料金体系が、量ではなくて能力といいましょうか、最大に使うときの設定を基本料金として電力会社の料金体系がなっております。

急速充電の場合、急速に負荷がかかりますので、一時的に大量の電気を使うということで、いわゆる使わなくても、その急速充電をつけるだけで基本料金ががっと上がってしまうというところがございます。

そういう条件ですと、今までの電気代が倍になるとか、設定するだけで月に5万以上かかってしまうと、そういうことになりまして、それはちょっと持ち切れないよと、そういう条件であればということで、急速充電につきまして、かなり土壇場に来て設置をするところとの交渉が難航したという事例がかなり多いございます。

最終的には、事業の趣旨であるとか——それから、最近になりまして、メーカーさんが電気料をある程度補填するというような新しい制度も出てまいりました。それを活用するような形で、それぞれの設置者の方々と交渉いたしまして、何とか5カ所につきましては確保するめどがついたというような状況でございます。

○井手順雄委員 はい、わかりました。国のほうも、この充電施設を拡充していくというような方針が出ておるようなことでありますので、やはり幅広くこういった場所をつくっ

ていただいて、電気自動車の普及というか、エコですからね、この辺はひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○森浩二委員 同じところですけども、この阿蘇の碎石場か、これは何ばしょとですか。

○奥菌産業支援課長 この問題につきましては、かなり前からの問題でございますけれども、阿蘇の入り口のところに採石場がございます。これが、阿蘇観光にとっては、かなり何といいましょうか、マイナスのイメージを与えるということで、それをやめるようにということで指導してきておりましたのが懸案でございました。

一応の目標といたしまして、28年に終掘をするというようなことを前提に、今地元と鋭意協議を進めているところでございます。

そのために、まずは安心、安全というものが前提になりますので、地質調査を今年度やらせていただきました。

繰り越しになりましたのは、先ほど申しましたように、その地山が動いているんじゃないかという不安がございますので、その点動いていないよという確認のために光を当てて、その長さをはかっていたということでございます。

延ばした原因は、この間の災害もありまして、雨に対して非常にデリケートになっておられますので、梅雨の時期までそこを確実にデータをとりましょうということで延ばさせていただいたということでございます。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。

○磯田毅委員 さっきの電気自動車に関連してですけれども、きのうも環境対策特別委員会で今県内の電気自動車の保有台数がありましたけれども、こういう急速充電所の普及によって、どれだけこれから先電気自動車が伸びるかというようなことは、試算はされてますか。その数字のところをはっきりもう一回言ってください。

○奥菌産業支援課長 現在、10月末の数字が出ております。これが574台、県内で電気自動車が走っているのが、その数字でございます。伸び方をずっと見ておりますけれども、大体今結構右肩上がりですけれども、月に25台ぐらいのペースで伸びておりますので、年内には、現在だと600台ぐらいあって、年度内に700台ぐらいには行きそうというめどを持っております。消費税の関係がありますので、そこはちょっとトーンダウンするかと思いますけれども、近い時期に1,000台を超えるというのは間違いないと思います。

ただ、全体のトータルでいえば、シェア的にそれがそのガソリンスタンドに置きかわるというようなところまでは、まずは行かないだろうと思っています。

それから、電気自動車の欠点もございますので、必ずしも万能の車ではないと。環境の車でいえば、例えば燃料電池で走る水素の自動車とかもございます。そこは非常にエネルギー効率は高くいいんですけれども、逆にインフラが高くていいというような形でございますので、最終的にはいろんな車が混在するような形態に進んでくのではないかなというふうに見込んでおるところでございます。

もちろん、電気自動車の長所もございますので、やはりこういうところは先取りをして伸ばしていくということは間違いございませんけれども、それによって現在の電気の消費が困るんじゃないとか、そういうようなオ

ーダーになるとは現在見込んでおりません。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○西岡勝成委員 私も電気自動車のことなんですけれども、アンペア、基礎的な電気料金の設定ですよ。

要するに、急激に電気を使うので、基本料金が物すごく高く設定されるんですよ。その辺は、九電あたりと何かそういう対応策みたいなものはできないものですか。

○奥菌産業支援課長 九電さんには、事あるごとに何とかありませんかねという話はしておりますけれども、全国的な話でございますので、そう簡単に変えられる話ではないというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 それをしていかないと、なかなかこれ、やっぱり設置されている場所がふえればふえるほど利便性が増すので、そこに非常にネックがあると、なかなか伸びていかない部分がある。メーカーも、その辺は何か技術的な開発をせないかぬ部分もあるかもしれないけれども、余りわかりませんが、いずれにしても、ぱっと急速に使うというのは、もう本当に少ししか使わないんだけど、基本料金は物すごく高く設定されるんですよ。あれはもう本当一般消費者から見れば大変なハンディでありますので、全国的な話かもしれないけれども、これが普及するポイントだと思いますよ。かなり高いでしょう。

○奥菌産業支援課長 全国的な話でございますので、国とか、そういうメーカーさんも、もちろんそういうところに問題があると認識はしておられますので、粘り強く陳情といましようか、そういうことがネックになって進んでいないということは、現場の声として確実に上のほうに上げていきたいと思ってお

るところでございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで、第18号、第19号、第27号及び第28号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第41号について、執行部から状況の説明を願います。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課です。

この請願の趣旨は、離職者訓練は国からの委託事業として全額国費で実施しており、その中の介護福祉士養成に係る離職者訓練の継続実施及び施策の恒久化について、国への意見書提出を求めるというものです。

現在、離職者訓練では、離転職者の早期就職を図るため、民間教育機関等を活用した委託訓練を実施しております。

その中で、介護福祉士養成に係る離職者訓練については、現在、4つの施設に委託して、50名定員で2年間の訓練を実施しており

ます。訓練を修了し、介護福祉士登録簿に登録すると、介護福祉士の資格を取得します。

平成24年度までの訓練修了生の大半は、介護福祉士の資格を生かして県内の介護老人保健施設等に就職しております。

なお、法改正によりまして、来年度の入校生から、訓練終了後、介護福祉士国家試験を受験しなければならないとなっております。

国の動向ですが、平成26年度も、引き続き、介護福祉士養成に係る離職者訓練を実施する方向で概算要求を行っているとお聞きしております。

説明は以上です。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか——質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 ありませんか。なければ、質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第41号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択という意見がありますが、採択についてお諮りいたします。

請第41号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第41号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第41号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について、事務局から配付をさせます。

（意見書（案）配付）

○浦田祐三子委員長 配付はおわりましたか。今配付いたしました意見書案は、請願の

趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出をしたいと思います。

次に、継続審査となっております請願を議題といたしまして、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○出田政策審議監 前々回の本委員会での審議の後の状況について御説明します。

燃料価格は、原油高及び円安の影響で依然として高どまりを続けております。

水産加工業に対する支援制度については、国を含めて変更はございません。

なお、調査研究につきましては、産業支援課及び産業技術センターにおいて、水産加工業における燃費効率向上のための工程の見直し、あるいは、代替エネルギーの可能性等について調査に着手したところでございます。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 きのう早速、牛深のほうに出かけていただいて調査をしていただいたこと、まず感謝を申し上げたいと思いますが、やはり伝統産業というのは、科学的なメスが入ってない部分が非常に多くて、早速もう見ていただいて、ああ、ここは無駄なエネルギーを使ってますよというような指摘を受けたとお聞きいたしております。

本当にそういうことで、直接的な燃油に対

する助成は非常に苦しんではおるんですけれども、むしろまた円安になっていきますので、もう90円、100円に重油代が近づいておりまして、10年前30円だったんですね。それが近づいておりますので、この前、衆議院の坂本農林水産委員長、松村水産部会長も牛深にお見えいただいて、いろいろな話をしたときに、その実情をお話ししましたが、なかなか1.5次産業というのではないと。やっぱり2次産業なんですね、この加工業というのは。それで、非常に燃油の助成を受けるのは難しい。

もともとまき網をしとった人たちが、加工業をやってたんですけれども、それが分業化になって、加工業は加工業で独立した一つの産業になっていますので、そこに助成をすることになると、膨大な、区別がつかぬようになるということで、判断が要するに2次産業になるということでございましたので、燃油の助成というのは非常に難しいと思いますが、1次産業に近い産業でもあるので、どうかその辺のことをまだあきらめずに要請はしていきながら、この燃油の効率的な使い方については、引き続き科学的な視点でいろいろ分析をしていただいて、より効率的な熱効率のいいものができるようお願いをいたしておきたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第34号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 継続という御意見がありますので、継続についてお諮りをいたしたいと思います。

請第34号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第34号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から1件、商工観光労働部から1件、企業局から1件あっております。

まず、説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1について、水俣病審査課及び水俣病保健課から説明をお願いいたします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

報告事項の資料をめくっていただき、1ページからお願いします。

水俣病対策の状況について、9月の本委員会で御報告した事項以降の状況につきまして御報告させていただきます。

まず、1の主な経緯ですが、9月30日、国、県及びチツソを相手取った、いわゆるノーモア・ミナマタの第2次訴訟の第2陣が提起されました。

次に、10月2日、関西訴訟で勝訴された方が、県に対して公健法に基づく補償を請求されていましたが、既に損害の全てが補填されているという考え方から、県として補償給付はできない旨の回答を行いました。

さらに、10月25日、県が認定申請を棄却し

た処分に係る行政不服審査請求事件1件について、国の不服審査会から知事の処分を取り消す裁決がありました。

11月1日に、この裁決を受けまして、申請されていた方を水俣病と認定いたしました。

次に、2の総合的検討に係る国・県の動きについてですが、資料の上から5行目までは前回の委員会と同じです。

6行目の「なお」からですが、今回の裁決を受けて、総合的検討の具体化の作業を急ぐよう環境省に求めたところです。

2ページをお願いします。

認定業務の状況についてです。

(1)の認定申請の状況について、申請者数を444名としていますが、委員会の資料の印刷に集計が間に合いませんでしたので、10月31日現在で記載しております。口頭で申しわけありませんが、11月30日現在では455件となっております。11月の一月で11件の増となっております。

次に、4の裁判の状況は、先ほど経緯のところで御説明したとおりです。

件数として3件となっておりますが、従前の互助会訴訟が1件、それからノーモアが2件ございますので、合わせて3件の裁判となっております。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 続きまして、水俣病保健課でございます。

5の特措法による救済についてでございます。

(1)の申請者数4万2,961人及び下の表の内訳につきましては、前回の委員会から変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、対象者の確定に向けまして、最大限の努力を行いますとともに、水俣病相談窓口での対応ですとか、フォローアップ事業に取り組んでまいります。

保健課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項2につきまして、国際課から説明をお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課からは、明後日開催いたします平成25年度北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会の開催について御報告申し上げます。

お手元にA4の紙が1枚入っているかと思っています。ございますでしょうか。ちょっと資料がたくさんありますので——よろしゅうございますか。

A4の紙1枚で御説明させていただきますが、県及び県教育委員会では、県民への拉致問題の周知啓発を目的とした活動の一環として、北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会及び北朝鮮に拉致された日本人を救出する熊本の会との共催で、毎年講演会を開催しております。

今年度は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の期間中である12月15日日曜日に、県庁地下大会議室において講演会を開催いたします。

今回は、本委員会の委員でもあられます北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会の西岡会長に御尽力いただきまして、古屋拉致問題担当大臣に御講演いただくことになりました。また、本県在住の拉致被害者の御家族のお二人に御講話もいただく予定でございます。この機会に県民の皆様への拉致問題に対する理解をさらに深めていただきたいと思いますと考えております。

講演会に関する報告は以上でございますが、先ほど部長が申し上げましたとおり、追加して知事のアメリカでのトップセールスの状況について報告させていただきたいと思いますが、委員長よろしゅうございますでしょうか。

○浦田祐三子委員長 はい、お願いします。

○磯田国際課長 それでは、知事のアメリカでのトップセールスについて、A4の縦で資料とカラーコピーが2枚ついている資料がお手元にあるかと思っておりますので、ごらんくださいませ。

先月中旬に、知事がくまモンとともにアメリカにトップセールスに出かけました。これまで、熊本の認知度向上やブランド価値の向上、県産品の販路拡大などを目的に、アジアやヨーロッパ各国において、くまモンを活用した熊本のトップセールス活動を行いました。大変好評を博してきております。

そこで、今回、知事とくまモンが、アメリカ東海岸の2都市、ハーバード大学があるボストンと世界経済の中心地であるニューヨークで、地域のオピニオンリーダーやマスコミ関係者を中心に熊本をPRしてまいりました。期間は、11月11日から16日までの6日間で、経費は約500万でございました。

具体的な行事につきましては、ここに書いておりますが、写真をちょっと見ていただきながら御説明したいと思います。

最初の1枚目は、ハーバード大学での知事特別講義の様子でございます。

テーマは「くまモンの政治経済学～地方自治体のニューフロンティア」というテーマでございまして、大学関係者、学生、また、地域のオピニオンのリーダーの方など130名の方が参加しております。くまモンも、こちらでくまモン体操を披露するというようなことで、大変皆さん方の注目を集めました。

それから、次ページでございしますが、ことしワールドシリーズを野球で制覇したばかりのボストン・レッドソックスの本拠地であるフェンウェイ・パーク球場での様子でございます。こちらを知事とくまモンが訪問し、また、球団のマスコット、ウォーリー君との交

流を行っております。こちらの様子は、多数のマスコミの取材を受けまして、国内でも広く報道されたところでございます。

それから、次のページの2枚の写真でございますが、こちらはニューヨークの様子でございます。日本政府観光局と在ニューヨーク日本国総領事館主催の九州PRメディアイベントでの熊本県PRの様子でございます。

これは、ニューヨーク総領事の公邸で開催されておりまして、現地マスコミ50社、110名が参加しております。知事が熊本県に関するプレゼンを行い、また、球磨焼酎とか熊本の物もこの場で提供をさせていただきました。

それから、最後のページでございますが、時間を見まして、くまモン単独でボストンとニューヨークの中を出発しております。上の写真は、ボストン・ラテン・アカデミー高校での訪問の交流の様子、それから下は、ボストンの公園にくまモンが出ておりましたら、地域の地元の方が集まって撮った写真でございます。

知事とくまモンのアメリカでのトップセールスの様子は、大変幅広く日本でも報道されて、広報課で集計してもらったところ、延べ170回、広告費換算で5億3,800万相当の効果があったということでございます。

以上、報告申し上げます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項3について、企業局から説明をお願いします。

○古里企業局次長 お手元の企業局の資料をお願いしたいと思います。

荒瀬ダム撤去に関します御報告でございます。

1ページをお願いしたいと思います。

まず、1の前回委員会以降の取り組みについてでございます。

(1)でございますが、来年1月から、本格

的に発破による撤去工事の実施ができますように、10月と11月の2回、発破試験を行っております。これによりまして、火薬や削孔位置——火薬を入れる穴の位置でございますが、こういうものについて確認を行ったところでございます。これによりまして、おおむね火薬量や鉄筋の処理方法についてめどが立ったというふうに考えております。

次に、(2)でございますが、先月の27日にフォローアップ専門委員会を開催いたしました。環境モニタリング等の状況を報告し、また後ほど、詳しくは3ページ、4ページで整理しておりますが、ダム撤去の手順の見直し、これについて議論をいただき、了承を得たところでございます。

翌28日、(3)のところでございますが、前日の委員会の結果を踏まえまして、工事の地元説明会を開催したところでございます。

次に、2の荒瀬ダム撤去工事の現状でございます。

詳しくは2ページで説明することとしておりますが、11月から河川内工事に着手し、11月6日に2基目の水位低下装置を開通させました。現在、施工ヤードスペースの整備とダム管理橋の撤去を行っているところでございます。

1ページの中段とその下でございますが、ダム建設当時の写真と水位低下したときの現在の写真を並べております。

ダム建設に使われておりました矢板が上流部に残っていましたが、ダム上流部が予想以上に陸上化しております。この陸上化したダム上流部を利用した撤去を行うこととしております。

2ページをお願いしたいと思います。

本年度の工事の状況でございます。

一番上は、6月の水位低下時の写真でございます。

白い枠内が、本年度これからの撤去範囲を示しております。中段の写真が、今週火曜日

でございますが、その状況の写真でございます。ダム上流に仮橋を設置し、水位低下装置に向け水路を掘り、水の流れを切りかえております。また、ダム上流部にヤードスペースを整備する作業を行っているところでございます。

下の写真でございますが、左側が、11月6日に開通しました水位低下装置、右側が、先日も報道されておりますが、ダム管理橋を撤去しているような状況でございます。

3ページをお願いいたします。

フォローアップ専門委員会で議論をいただきました撤去手順の見直しでございます。図は、荒瀬ダムの立体図に毎年度の撤去範囲を示しております。

当初計画では、上段2つの図でございますが、下流から施工し、2年かけて、ダムのみお筋部分、川の水の流れの中心部分でございますが、これを撤去する予定にしておりました。しかし、中段の図に赤字で書いておりますとおり、1年目にみお筋を一部撤去しますと、そこを流れる水の流れが早く、また深くなります。そのため、27年度に予定しておりました工事箇所を土のうなどで閉め切ることが十分できるのか、これが一番の懸念材料でございました。

一番下が、見直しの計画でございます。

ダム上流部が陸上化しておりますので、ダム上流部から施工することになれば、作業スペースは広く、また、撤去したコンクリートを直接上流部に搬出できることになります。結果、非常に効率が上がりますので、1年でみお筋部分が撤去できると考えております。

次に、4ページでございます。

上段は、ダム撤去で生じましたコンクリート殻を導水トンネルに埋め戻すための経路でございます。

当初計画は、赤い色の経路で示しております。ダム下流から国道を経由し、ダム上流部で小割りした後、県道を経由し、導水トンネ

ルに搬入するという予定でございました。緑色の見直しの計画では、ダム上流部から国道を経由することなく導水トンネルに搬入しますので、運搬距離、経費を抑えることとなります。これに加えて、地元で御心配されておりますトラック等によります振動、騒音、土ぼこり、こういうものが軽減できるのではないかと考えております。

(3)は、これから29年度までの計画の概要を示しております。

当初計画で予定しておりました26年度、27年度のみお筋部分の撤去、具体的には図の赤と青の部分でございますが、これを26年度にまとめて撤去する予定でございます。

以降、毎年度の工事が繰り上がりますが、当初計画で27年度に予定しておりました黄色く色づけをしております県道側のダムの袖部分でございますが、これは29年度に撤去する予定としております。

これは、26年度のみお筋部分撤去には国道側にダムは残っておりますので、撤去したみお筋部分の流速が早まり、県道側の護岸に影響が出る可能性があります。そのため、護岸の影響を極力抑えるために、最終年度まで待って撤去するものでございます。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、これより質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 水俣病に関して、先ほど環境生活部長からお話がありましたように、非常に重要な時期ですので、言葉の使い方に非常に気をつけながら我々も話していかなくちゃならないと思いますけれども、私も4年間水俣病対策特別委員長を仰せつかって救済法に携わってきましたが、これはもう公明党さんも民主・県民クラブの皆様方も一緒に入っておられる中で、この特措法、要するにあた

う限りの救済をこの際して、それでもどうしても納得なされない方は裁判に向かわれてもしょうがないだろうと。

これはもう判断ですから、そこでどうしても自分たちで納得できない方は裁判に向かわれてもしょうがないということでの認識のもとに特措法を進めてきたわけでございますけれども、しかし、最高裁の判決なり、今回の審査会の判断なり、いろいろ微妙な違いはありますけれども、そこで質問ですが、この不服審査会の結論に至ったことについて、県にはきちっと説明をしてあるものですか。

○谷崎環境生活部長 今西岡委員のほうから御質問の審査会の裁決に至る経緯等につきましての御説明は、国のほうからは一切あっておりません。内容を、私どもとしても、どういう議論がなされたかということは承知いたしておらず、そういう意味では、裁決書そのもの、しかもこちらのほうで読み取れるものはございません。

○西岡勝成委員 グレーゾーンといいますか、要するに、広く浅く、ずっと手帳から一時金を含めて、被害を受けられた方に対して、救助といいますか、対応してきたわけでございます、それぞれグレーゾーンですから、わからない部分、なかなか判断が難しい部分が今あって、こういう問題が起きてると思うんですね。

だから、私たちは、もう最終的にそういう人たちは裁判で判断をしていただいて、いろいろマクロ的に見たり、疫学的に見たり、一人一人生活というのは、長年生きとる中で、それは行商の人が山まで持って行って魚を食べたのか、それはもうなかなか今の時点でそれを判断するのは非常に難しい部分もたくさんある中での判断でありますので、これで基準まで変えるようなことをしたら、もうこれは大変な部分があると思うんですね、現実。

だから、基準は基準で最高裁も認めとるわけですから、それに沿いながら、しかも個別的にこういう事例もあり得るというような感覚で私たちは進めていかないと、これをまた基準からということになると、全部亡くなられた方々の墓まで掘り起こしてやっていかないとできない部分もあるのではなかろうかと。

それだけ広く浅く現実救ってきて、申請の期間も延ばしてやってきた結果が今だと思うので、私は、もういろいろ個別的な事案で、そういう認定される人たちなり、また、救済法に係る問題もいろいろ不服もあろう方もおられると思いますけれども、そういう方々についても、個別的に判断せざるを得ないのではなかろうか。我々は、それは織り込んで特措法も取り組んだつもりでありますので、その辺は、委員の先生方も御承知おきをいただきたいと思っております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 もう一回いいですか。

要するに、今部長が言われたように、不服審査会のほうからの説明がないということですから、そこはきちっとやっぱり求めていく必要があると思うんですね。だって、県が下した、要するに基準に基づいて下した判断と違うところが出てきているわけですから、その辺をきちっとやっぱりすり合わせをしながら今後の対応策をつくっていくことをしないと、ダブルスタンダードの中で審査会なんて動くはずがないですよ。

これはもうずっと私もきのう質問の中で意見を述べさせていただきましたけれども、これはもう行政の不作為行為にまたぞろ訴えられる可能性になってきますので、それは審査の委員の先生方もどこに基軸を置いていいかわからないと思いますので、その辺はぜひ

要望ですけれども、お願いをいたしたいと思っています。

○谷崎環境生活部長 今西岡委員のほうからお話がありましたように、私どもとしても、裁決が出た時点で困惑はしましたが、まさしく国のほうが今総合的検討を行っています。これは、御案内のとおり最高裁判決を受けての作業でございますが、最高裁におきましては、迅速な救済のためには、52年判断条件そのものは一定の合理性があるというふうに認めた上で、それでも52年判断条件に言う症候の組み合わせに合致しない場合については知事が総合的な検討を行うということで、その総合的検討については、これまでも52年判断条件の基準の中にも総合的検討というのはうたわれておりましたが、その具体的なものが示されてない中で、今回の最高裁判決を受けてその作業を行ってこられています。そのさなかに今回の審査庁の裁決が出されたということで、非常に困惑を覚えたところでございます。

今西岡委員のほうからもお話がありましたように、本会議の中でも、要望という形で、委員のほうからも私どものほうに檄がありましたが、私どもとしては、審査庁のこの裁決というのは国の機関でございます。独自の機関でございますので、そこが出した裁決については、行政不服審査法上は拘束力が働きまして、これに従わざるを得ないという状況の中で認定相当という裁決が出ましたので、私どもとしてそれを認定させていただきました。

一方で、私どもが認定したその日に、答弁のほうでも申し上げましたように、環境省のほうは、あくまでも裁決は参考事例とするということでございました。一方では、裁決のほうは、これまでの裁決を変更するという審査庁のお考えもあり、両方相まった御意見がある中で、私どもとしては、これまで、52年

判断条件に基づいて、総合的検討も含めて審査をやって、そして処分をやってきましたけれども、その結果に対して、審査庁のほうから、それはいわゆる私どものほうの棄却処分に対して、これは認定相当であるという判断がなされたわけで、このままですと、私どもは、国が今後総合的検討の内容を示されると思いますけれども、それに沿って今後もやっていく形になりますが、審査庁としてどのような考え方を持って判断していかれるのかというのが明確でない中に、いわゆる環境省と審査庁、それぞれの機関が出された判断の中で、私どものほうが困惑している、どうしたらいいのかという思いを答弁のほうでも申し上げましたし、きのうも谷津事務次官のほうにその訴えを申し上げてまいりました。

今西岡委員からもお話がありましたように、このままでは、私ども、審査会のほうに審問することが難しいなというふうに感じておりまして、それについての考え方を整理し、そして統一的な見解を示していただきたいということで今要請をしているところでございます。非常にそういう意味で、私ども自身が結論を出せない中で、国のほうにこれはもう結論を出すようお願いをせざるを得ないという状況でございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

今後、国の動きを注視しながら、委員会としても、柔軟に、そしてまた迅速に今後対応させていただきたいと思っています。

○井手順雄委員 1ついいですか。

今後のいろんなまた国との協議の中で、いろんな状況が出てくると思います。よかったら、その状況の変化というか、そういった変

わったときには、もう一回委員長にお願いして、委員会開催、随時開催できるような体制をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○谷崎環境生活部長 今井手委員のほうからもお話がありましたように、今後、総合的検討あたりの考え方が示されたり、あるいは、先ほどの私どもが要請した内容について、先ほど副大臣もおっしゃっているように、考え方をまとめるということをおっしゃっていますので、何かの動きがありました折には、委員長、副委員長のほうに御相談をしまして、当委員会のほうの臨時の開催をさせていただくようお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○浦田祐三子委員長 そのように対応させていただきたいと思います。

それでは、質疑がないということでございますので、その他に移りたいと思います。

○井手順雄委員 その他というか、荒瀬の撤去の。その他でよかです。

さっきちょっと言いそびれてあれですけれども、来年に向かって、もう順次撤去されるというふうに思いますが、いわゆる水面から下のコンクリートというか、基礎的なところは、どこ辺まで——水面からというか、河床から何メートル先ぐらいまでコンクリートの撤去をされるんですかね。

○福原工務課長 工務課でございます。

荒瀬ダムの撤去につきましては、荒瀬ダムをつくったときの元河床というのを基準に、そこより2メートル下までコンクリートを撤去するというように考えております。その後、自然にまた土砂等がその上に重なって、若干のコンクリートが残った部分については覆われていくというシミュレーションをしております。

○井手順雄委員 河床から2メートル程度ということでもありますけれども、これは、例えばコンクリートを粉砕した場合、粉が出ます。そうした場合、それがいわゆる水についてその成分が流れ出てしまうというような状況があります。

これはどういうことかといいますと、アルカリ成分が溶け出して、例えば、八代海の下流では、青ノリだとか普通のノリだとか等々がアルカリ成分を嫌うというか、それが一番被害が出るようなやつがアルカリ分なんですね。それがちょうど今の時期であります。

そういった時期にそういった工事をされるといった場合、それには十分配慮をするべきかなというふうに思いますが、そういったところの配慮と、それに対して、いろいろな検査といいますか、工事中にそういったのが流れないような対応と、そういった検査というのは考えておられるのか、そこ辺をお聞きします。

○福原工務課長 工事中の濁水というか、コンクリートを掘削したそこに雨等とか水等とか当たって、それでアルカリ分が当然出てくるわけですが、それについては、ヤードから外に出さないようにして、それを一旦処理装置のほうに通しまして、中和した後に下流に放流するというように考えております。

そして、環境モニタリングについても、逐次行いながらやってまいりますので、そういう下流への環境の被害のないように努めていきたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 よくわかりました。しかしながら、工事している側から見れば、豆腐を切ったようにとか、そういった分離するよというというのは、なかなか難しいところがあるんですよ。

ですから、これは要望ですけれども、そういった期間、そういうノリの採取期間、この間は、できるだけ工程的なことを考えながら、そういった水より下のところのコンクリートの破碎というのは、夏場とかそういうところにやるような工期の編成というのもある必要があるのかなというふうに思っておりますので、その辺は十分検討しながら工事をやっていただきたいと。

要望で結構でございます。

○西岡勝成委員 エコアッシュの件で、この前採択をしていただきました。その後、上田陶石に要するに防災計画を提出するようになるような話をお聞きしていますが、その後どういう経過を今たどっているのでしょうか。

○坂本廃棄物対策課長 上田陶石さんのほうには、防災工事の内容等について、産業支援課のほうに十分打ち合わせをしていただくようお願いはしておりますが、打ち合わせは何回かは行われているようではございますが、まだその詳細まで明らかにはなっておりませんので、その辺十分その防災工事の必要性及びその事業内容等について明らかにするように産業支援課のほうと連携しながら申し入れを行っているところです。

なお、今度の20日の日ということで聞いておりますが、上田陶石さんが独自で地元に対する事業の説明会をやられるという情報が今入ってきております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 先ほど、セメントのあれまで非常に気を使いながらやっているさなかに、ただ有害物質をセメントで固めたばかりのある意味エコアッシュですから、非常に私は心配していますので、きちっとした住民説明等勧奨しながら進めていただきたいと思い

ます。これは要望です。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会につきましては、1月28日火曜日午前10時からを予定いたしております。

なお、正式通知につきましては、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、陳情書が1件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長